

平成 27 年 9 月 14 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

平和推進事業の在り方に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

平和推進事業の在り方と今後

2 質問の要旨

鎌倉市にとって平和の定義とは何か。

平和推進事業に対して毎年予算を計上しているが、そもそも、市が醸成を図るとする平和意識とは何を示すのか。

人により其々の考える平和とは異なると思うが、簡単に市が行政として、平和意識という極めて抽象的なものを醸成するということは、効果測定もむずかしいのではないか。

市として何が平和で何が非平和なのか。

市としては例えば護憲は平和で、改憲は平和で無い状態を作り出すのか。

人其々が平和に対する考えをもって良く、何が正しいかは限らない中で、限られた予算を限られた講演会やコンサートの実施のみで、平和推進というのは、烏滸がましいのではないか。市民の要望や提案で市民が考える平和をテーマとするならば全て予算をつけることは可能か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ 無

（理由：決算等の認定等の可否等に係る為、可及的速やかに答弁を求める。）